

平成 29 年 第 3 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提 案 理 由 説 明

○ 説 明 順

- 1 議 案 第 50 号 ~ 議 案 第 61 号
- 2 諮 問 第 2 号 ~ 諮 問 第 3 号

平 成 29 年 9 月 1 日 提 出

伊 佐 市 長

平成29年第3回伊佐市議会定例会の開会にあたり、議案第50号から議案第61号まで並びに諮問第2号及び諮問第3号について説明申し上げます。

まず、議案第50号「平成29年度伊佐市一般会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積立て及び職員給与費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

総務費につきましては、前年度決算剰余金の積立てに要する経費を新たに措置したほか、危険廃屋解体撤去に要する経費について追加の措置を講じております。

民生費につきましては、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の策定に要する経費について新たに措置したほか、介護保険事業特別会計への繰出金及び放課後児童クラブの基準単価の改正に伴う経費について追加の措置を講じております。

衛生費につきましては、医師会立准看護学校の校舎外壁改修工事の補助に要する経費について新たに措置したほか、国民健康保険事業特別会計への繰出金に減額の措置を講じております。

農林水産業費につきましては、林道整備に伴う補償に要する経費について新たに措置したほか、農地管理事業に要する経費に追加の措置を講じ、農業集落排水事業特別会計への繰出金に減額の措置を講じております。

商工費につきましては、木造住宅整備促進事業に要する経費について追加の措置を講じております。

土木費につきましては、路線整備に要する経費について減額の措置を講じたほか、河川の維持管理に要する経費について追加の措置を講じております。

消防費につきましては、消火栓移設に要する経費について追加の措置を講じております。

教育費につきましては、小・中学校の特別教室に扇風機を設置する工事に要する経費について新たに措置しております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入及び市債をもって充当し、繰入金については減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,856万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179億8,268万3千円とするものであります。

このほか、地方債では、辺地対策事業ほか2件について限度額の変更の措置を講じ、一般廃棄物処理事業について廃止の措置を講じております。

次に、議案第51号「平成29年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じ、繰入金に減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ666万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,338万3千円とするものであります。

次に、議案第52号「平成29年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積立て及び職員給与費について所要の措置を講じたほか、認知症地域支援推進員の設置に要する経費について新たに措置し、国及び県への精算返納金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,951万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,991万3千円とするものであります。

次に、議案第53号「平成29年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じ、広域連合納付金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ 4 億 3,517 万 6 千円とするものであります。

次に、議案第 54 号「平成 29 年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じたほか、機能強化に要する経費について減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,499 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,278 万 3 千円とするものであります。

このほか、地方債では、下水道事業について限度額の変更の措置を講じております。

次に、議案第 55 号「平成 29 年度伊佐市水道事業会計補正予算（第 1 号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の支出において、所要の措置を講じ、収益的支出の総額を 3 億 7,992 万 2 千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の収入において工事負担金に追加の措置を講じ、資本的収入の総額を 7,728 万円とし、支出において建設改良費に追加の措置を講じ、資本的支出の総額を 2 億 5,750 万 3 千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 8,022 万 3 千円は、減債積立金と過年度分損益勘定留

保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

そのほか「議会の議決を経なければ流用することができない経費」についても変更の措置を講じております。

次に、議案第56号「伊佐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、児童福祉法の一部改正により、里親に関する定義規定が再編されたこと及び人事院規則の一部改正により、育児休業の取得及び延長並びに育児短時間勤務の取得を認める特別な事情に新たな事情が加わったことに伴う所要の改正を行うものであります。

次に、議案第57号「伊佐市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除又は奨励金の交付を行うことができる対象業種について、情報通信技術利用事業を除外し、新たに農林水産物等販売業を追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第58号「伊佐市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の題名が「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改正されたこと等に伴う所要

の改正を行うものであります。

次に、議案第59号「伊佐市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、介護保険法施行規則の一部改正により、主任介護支援専門員の定義規定が改正されたことに伴う所要の改正を行うものであります。

次に、議案第60号「財産の取得」について説明申し上げます。

本件につきましては、初年度登録から22年を経過した第2分団の消防ポンプ自動車の更新に係る仮契約を、鹿児島森田ポンプ株式会社と7月25日に締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第61号「平成28年度伊佐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分」について説明申し上げます。

本件につきましては、平成28年度の未処分利益剰余金1億874万4,922円のうち、5,500万円を減債積立金に積み立て、5,000万円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第2号及び諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、人権擁護委員であります いちのみやういこ 一ノ宮有爲子氏と しんやしきのりとし 新屋敷紀念氏が本年12月31日をも

って任期満了となることから、一ノ宮氏については引き続き候補者として推薦するため、また、内山^{うちやまかずゆき}和行氏については新たな候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

一ノ宮氏は、平成27年から人権擁護委員を務めておられます。また、内山氏は、昭和49年に大口市職員として奉職以来約35年間行政に携わられ、その間、教育委員会生涯学習課長、社会教育推進課長、社会教育課長等を歴任されております。両氏ともに人格、識見に優れ、人権擁護について理解の深い方々ですので、ここに推薦するものであります。

以上、議案12件、諮問2件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

————— 降 壇 —————